

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	55 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの期間及び62年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から60年3月まで
② 昭和62年4月

テレビ報道を見て夫婦二人の年金が心配になり、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間の納付記録無し of 回答書をもらった。納付場所、納付金額についての記憶は無いが、妻が私の分も一緒に保険料を納付していたはずなので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格を取得したとされる昭和50年3月以降、申立人が60歳に到達する2か月前までの期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間の2期間のみであり、合わせても10か月と短期間である。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、申立人に係る被保険者資格取得手続を行ったとみられる昭和53年2月の時点で未納とされていた期間の保険料についてさかのぼって納付する等、申立人に未納期間ができないように努めていたことがうかがわれることから、申立期間①及び②について未納のままとしたとは考え難い。

さらに、申立期間②については、申立人の妻は納付済みとされていることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 9 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 51 年 2 月まで
② 昭和 52 年 8 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月まで

テレビ報道を見て夫婦二人の年金が心配になり、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間の納付記録無し of 回答書をもらった。納付場所、納付金額についての記憶は無いが、私が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が A 市から B 市に転居した翌月である昭和 59 年 9 月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人は国民年金被保険者資格取得を行ったものとみられ、この時点を基準にすると、申立期間①、及び申立期間②のうち 57 年 6 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は国民年金被保険者資格取得を行ったとみられる昭和 59 年 9 月時点では、申立期間のうち時効となっていなかった 57 年 7 月以降の過年度保険料について、さかのぼって納付することは可能であったが、申立人は申立期間の保険料について過年度納付を行った記憶は無いとしており、申立人が過年度納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人は昭和 59 年 8 月、B 市に転居した際に、それまで未納無く保険料を納付してきた申立人の夫の国民年金に係る住所変更を行ったが、ほぼ時期を同じくして自身の国民年金被保険者資格取得を行った

いることからみて、自身の保険料について納付する意識が無かったとは考え難く、現年度納付が可能であった昭和 59 年度分の保険料及び申立人の夫についてのみ納付済みとされている 60 年度分の保険料については納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間③については、7 か月と短期間であり、かつ、申立期間の前後は納付済みとされている上、申立人の夫は納付済みとされているのに、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 9 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
申立期間当時は、姑と一緒に国民年金保険料を納めていたので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和43年8月以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の保険料が納付済みとされており、一緒に納付していたとする申立人の義母は、申立期間は納付済みとされているのに、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、A市では3か月ごとに集金人が徴収する納付方法を採っていたとしており、申立人の記憶と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの期間及び55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年9月まで
② 昭和54年4月から55年9月まで

昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、5,000円から6,000円ぐらいを、また、54年4月から55年9月までの保険料については、2万円ぐらいを、いずれも妻がまとめて納付した。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁が保管する申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する領収書によると、申立人は昭和50年11月26日に昭和39年度の1年分及び48年度のうち48年4月から同年9月までの国民年金保険料を特例納付するとともに、48年10月から49年3月までの保険料を過年度納付しているほか、前述の被保険者台帳では、51年12月23日に49年10月から50年6月までの保険料を過年度納付していることも確認できるなど、申立期間①の保険料が過年度納付可能であった50年から51年ごろ、それまで未納とされていた期間について保険料を納付する意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間①については、まとめて5,000円から6,000円ぐらい納付した記憶があるとしているが、これは当時（昭和49年1月から50年12月まで）の保険料月額である5,400円に近く、申立人の説明とほぼ一致する。

2 申立期間②について、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立人の昭和55年4月から同年9月までの6か月の保険料に

ついて、いったん納付済みとされていた形跡が認められる。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間②の保険料について、時期は明確ではないが、この当時2万円ぐらいをまとめて納付した記憶があるとしており、これは申立期間②全体の保険料額からは乖離^{かいり}しているものの、この期間のうち6か月分の保険料額にほぼ符合しており、申立期間②のうち昭和55年4月から同年9月までの保険料の納付であったとも考えられる。

しかしながら、申立期間②のうち昭和54年4月から55年3月までの保険料については、納付があったことをうかがわせる事情及び関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの期間及び55年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から61年3月まで

申立期間の種別変更手続及び保険料納付は、夫がすべてやってくれた。

夫は、最初はA市役所で、転居後はB町役場で月々保険料を納めていたと記憶している。保険料月額等の記憶は無いが、申立期間が未納であるのは納得できない。

なお、国民年金手帳の記録では国民年金の資格を昭和51年4月1日に喪失したことになっているが、自分で資格喪失届を提出した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和50年2月から51年3月までについては、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する国民年金手帳の記録によれば、A市において、婚姻と同時期である50年2月に申立人の国民年金加入資格を強制加入から任意加入とする種別変更手続が行われている。

その後、申立人の夫が行ったとみられる昭和51年4月の資格喪失の記録があるが、種別変更手続を適切に行いながら、資格を喪失するまでの50年2月から51年3月までの国民年金保険料を一度も納付しないのは不自然である上、この期間、申立人が居住していたA市は、当時、市役所の窓口でも保険料を納付することは可能であったとしており、申立人の夫が50年2月から51年3月までの保険料を納付したものと考えられる。

一方、申立期間のうち昭和51年4月から61年3月までについては、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は前述のとおり51年4月に資格を喪失し、61年4月に第3号被保険者として再び資格を取

得している。このことは申立人が所持する国民年金手帳の記録とも符合し、申立人はこの期間においては国民年金に未加入であったと推認され、申立人の夫が51年4月から61年3月までの保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人には昭和61年4月1日付けで、いったん、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この国民年金手帳記号番号は直ちに最初に払い出された国民年金手帳記号番号に統合されており、これ以外の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に関与していないことから、具体的な納付状況は不明である上、申立人の夫が申立期間のうち昭和51年4月から61年3月までの保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年12月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から62年3月まで
② 平成3年4月から6年3月まで

社会保険庁の記録では申立期間の大部分が全額申請免除期間となっているが、これらの期間における私の国民年金保険料は夫が納付していたはずである。申立期間の確定申告書(控)を所持しているため納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月に資格取得日を同年4月1日として払い出されており、申立期間においては被保険者資格を有していたことから申立人の夫が申立人に係る国民年金保険料を納付することが可能であった。

また、申立人から提出された確定申告書(控)を見ると、平成3年1月から同年12月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料計上額は実際に納付した場合の保険料額と一致している。

一方、申立期間①については、昭和61年の確定申告書計上額は、同年6月から9月までの保険料が62年に納付されていること、及び仮に年度単位で(昭和61年度分として)計上したとしても同年9月分は62年4月に納付されていることから、実際に納付した場合の保険料額と一致しない。

さらに、申立期間②のうち、平成4年1月から同年12月までについては、同年の確定申告書計上額は23万2,800円で、実際に納付した場合の保険料額22万8,600円と一致しておらず、申立期間②のうち、6年1月から同年3月までについても、同年の確定申告書計上額26万6,400円は、実際の保険料額

26万2,800円と一致していないことから、いずれも申立人の夫が申立人のこれら期間の国民年金保険料を納付していたことを示すものとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の納付状況に係る記憶は必ずしも明確ではなく、ほかにこれらの期間の保険料納付があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年12月までの期間及び5年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和50年11月にA信用金庫で特例納付により、さかのぼって未納期間分の保険料を納付した。納付した金額は7万円弱だった。

納付の事実を確認できるものは何も残っていないが、未納は考えられないので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金被保険者資格取得手続を行ったのは昭和50年9月ごろとみられるが、当時は第2回特例納付の実施期間であり、社会保険庁の記録でも、申立人の主張どおり、申立人は同年10月に42年10月から48年3月までの未納期間について特例納付を行ったことは確認できる。

しかし、第2回特例納付によりさかのぼって保険料を納付することができたのは、申立人が資格取得した昭和42年10月から48年3月までの保険料であり、申立期間分を含めて特例納付を行うことはできなかった。

また、過年度納付の場合を考慮しても、申立人が国民年金被保険者資格取得手続を行ったとみられる昭和50年9月の時点では、申立期間のうち48年4月から同年6月までは、時効により保険料を納付することができないことから不合理であるほか、申立人は、申立期間について特例納付により保険料を納付したとし、過年度納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）も見当たらない。

一方、昭和50年10月に納付された特例納付の保険料は、本来、5万9,400

円であるのに対し、6万3,000円が納付されており、同年11月に差額の3,600円が還付されている。

しかし、この還付決議の時点で、申立期間のうち昭和48年10月以降については時効到来前であったことから、過誤納保険料額の範囲内で充当することが可能であり、これを還付したことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の母親が、私と妻と一緒に同居していた弟の国民年金の加入手続きを行い、保険料と一緒に納付してくれていた。私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、その妻及び弟の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月3日に連番で払い出されており、申立人の母親が、申立人など3人の国民年金加入手続きを一緒に行ってくれたとする申立人の説明と合致する。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたとみられる期間（昭和49年ごろまで）の保険料は、申立人の申立期間の保険料を除きすべて納付されているほか、申立人の弟が転居するまでの保険料もすべて納付されており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳では、昭和37年度及び38年度の印紙検認記録欄に検認印の押印は無いが、そのうち、38年度の保険料については、申立人が所持する領収書により、昭和39年9月28日に過年度納付されたことが確認できる。この38年度保険料の過年度納付日からみて、申立期間（37年度）の保険料についても過年度納付書が発行されていたことが推認でき、過年度納付書が送付されたにもかかわらず、申立人の母親がこれを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

私は、昭和49年12月に婚姻してA市に転居した際に、夫婦二人でB区役所に出向き、婚姻届の提出と併せて、国民年金の住所変更手続きを行い、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料の納付についての詳細な記憶は無い。

しかし、私は、昭和49年11月に厚生年金保険の資格を喪失した後、1か月だけC町に居住していた期間についても、国民年金に加入し保険料を納付したにもかかわらず未納とされ、所持していた国民年金手帳で保険料納付が確認できたため記録が訂正されたことがあり、非常に不信感を抱いていることから、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間前に厚生年金保険と国民年金との切替手続きを複数回行っているが、いずれも適正に手続きを行い保険料も納付しており、昭和49年12月に共済組合に加入しているその夫と婚姻後は国民年金へ任意加入し、申立期間を除き保険料を納付していることから、申立期間当時の申立人の国民年金制度に対する意識や、保険料の納付意欲は高かったと認められる。

また、申立人の昭和49年11月分の国民年金保険料納付記録は当初未納と記録されていたが、申立人が所持する国民年金手帳に検認印が押印されていたことから、平成19年に未納から納付済みへの記録訂正が行われている。申立人は同月にC町からA市B区に住所変更しているが、両市町が保存する国民年金被保険者名簿にはこの期間は未納と記録されており、申立人の納付記録の管理

が不適切であったことがうかがえる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和49年11月にA市B区へ住所変更した記録があり、同市に確認したところ、申立人が述べたとおり、住所変更手続をした際に現年度保険料を納付することは可能であったとすることから、申立人は申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年11月から12年6月までの期間及び12年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年3月まで
② 昭和63年7月から同年9月まで
③ 昭和63年12月から平成4年2月まで
④ 平成6年4月
⑤ 平成6年8月から同年12月まで
⑥ 平成7年4月から同年9月まで
⑦ 平成8年1月から同年10月まで
⑧ 平成8年12月から9年3月まで
⑨ 平成9年8月
⑩ 平成9年10月
⑪ 平成10年1月から同年3月まで
⑫ 平成10年8月から12年6月まで
⑬ 平成12年10月

昭和62年ごろ、私がA社会保険事務所でそれまで未納となっていた保険料を納付した際、申請免除制度があることを教えてもらったので、その後、数回は免除申請をした。

しかし、それ以外の期間については私がA社会保険事務所で保険料を納付した。このため、申立期間の納付について分かるものは無いものの、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成12年分の所得税確定申告において社会保険料控除額として国民年金保険料11万9,700円を申告しており、この申告額は、当時の保険料月

額1万3,300円の9か月分と一致する。

また、申立人は平成12年中の保険料について、同年7月から同年9月分までを14年8月に、12年10月から同年12月分までを14年12月にそれぞれ過年度納付している。

さらに、申立人は昭和58年7月1日を国民年金の資格取得日として強制加入していることから、すべての申立期間の保険料を納付することは可能である。

これらのことから、確定申告書に記載された9か月分の保険料は、申立期間のうち、平成12年中に納付期限を迎える11年11月から12年6月までの期間及び12年10月分を納付したものと推認される。

一方、申立期間①から⑩までの各期間、及び申立期間⑫のうち平成10年8月から11年10月までの期間について、申立人は社会保険事務所で保険料を納付したと主張するものの、具体的な納付状況についての記憶は極めて曖昧であり、当該期間における申立人の納付状況はほとんど不明である上、申立人が当該期間の保険料を現年度納付していたと仮定しても、現年度納付については平成13年度以前は市町村が収納しており、社会保険事務所では前納を除き現年度納付することはできず、当該期間に近接する期間に過年度納付が散見されることから、申立人が前納したとは考え難い。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（平成12年分を除く確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年11月から12年6月までの期間及び12年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月までのうちの6か月
② 昭和41年7月から42年3月まで
③ 昭和44年4月から46年3月まで

私は、昭和50年12月ごろ、特例納付制度で今まで未納となっていた保険料を納付すると年金受給額が満額になるとの説明を受けたため、妻と共に夫婦二人分の保険料を現金で納付した。その時、納付した保険料額等の記憶は無いものの、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和36年3月31日で、強制加入となっており、社会保険庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は第2回特例納付期間（昭和49年1月から50年12月まで実施）中である50年12月に昭和42年度及び43年度の国民年金保険料を特例納付している。

また、申立人の妻の国民年金被保険者台帳によれば、申立人の妻も同時期に昭和40年度から47年度までの保険料を特例納付している。

さらに、特例納付は、時間を経過した月から順次行うのが通常であるが、A県の場合、既に納付済みである期間から順次さかのぼって行うケースもみられ、同時に特例納付した申立人の妻は後者の方法をとっていることから、申立人についても既に納付済みである期間から順次さかのぼって行う方法をとったものと考えられる。

前述のとおり、申立人は昭和50年12月に昭和42年度及び43年度の保険料を特例納付しており、申立期間③（昭和44年度及び45年度）分が未納であり

ながら、42年度及び43年度分を特例納付したとする記録は不自然であることから、申立期間③については特例納付したものと考えられる。

一方、申立期間①及び②については、前述のとおり、申立人の妻は昭和50年12月に昭和40年度から47年度までの保険料を特例納付し、併せて48年度及び49年度分の保険料を過年度納付している。これは、申立人の妻が国民年金に加入した時点（国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年12月）では、46歳であり、受給権確保（保険料納付月数288か月）のために行ったものと推察される。

申立人については、昭和50年12月までの納付月数は114か月（申請免除期間を含み、昭和42年度及び43年度分の特例納付を除く。）で、60歳到達までに120か月の納付が可能であり、受給権確保（保険料納付月数240か月）をするには42年度及び43年度分を特例納付することで足り（42年度及び43年度分の特例納付を加えると60歳到達までの納付月数は258か月となる）、妻と同期間を特例納付したとは考え難い。

加えて、申立人及びその妻共に特例納付した当時の記憶が無く、納付金額等当時の状況を確認することはできず、申立期間③に加え、申立期間①及び②の期間を特例納付したとする合理的理由は見いだせない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和55年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月から同年7月までは11万円、同年8月から同年10月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月26日から同年11月1日まで
昭和55年2月26日から同年10月31日までの間、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、昭和55年10月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、同年2月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所が保管している被保険者名簿では、昭和56年3月9日に提出された被保険者資格喪失届に、申立人の健康保険被保険者証を添付して返納された旨の処理がなされている。

また、同名簿には、申立人の資格喪失後の昭和55年8月の標準報酬月額の随時改定記録があり、その取消し処理が56年3月9日になされている上、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった55年11月1日以降に、資格喪失日が訂正されたものや、標準報酬月額の随時改定又は定時決定の記録を取り消されたものが多数みられる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年2月26日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である55年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月及び同年8月の社会保険事務所の記録から、同年2月から同年7月までは11万円、同年8月から同年10月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年9月30日、B社における資格取得日に係る記録を35年12月29日に訂正するとともに、申立期間における標準報酬月額を33年9月及び10月は1万6,000円、35年12月から36年3月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月30日から同年11月1日まで
② 昭和35年12月29日から36年4月25日まで

私は、昭和30年ごろA社に入社し、平成3年に退社するまで継続して勤務し、途中退職したことは無い。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②の2か所に空白期間があることが分かった。

なお、年金記録上では、何度か関連会社に転籍したことになっているが、私は転籍した覚えは無く、一貫してA社に勤務していたつもりであった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚、事業所の総務担当者の証言等から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年9月30日にB社からA社に異動。35年12月29日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和33年9月及び10月を1万6,000円、35年12月から36年3月までを1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、社会保険事務所の記録によれば、A社の同僚には申立人と同様の空白期間が生じている者が多数見受けられ、これら全員について社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和33年11月1日及び36年4月25日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年9月及び10月並びに35年12月から36年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるとともに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月26日から同年3月1日まで

私は、昭和36年5月にA社に入社し、38年4月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間は記録が無く、昭和38年3月1日からはB社に勤務していたとされていることが分かった。

A社及びB社は同族会社であり、業務内容もほぼ同じであるが、私はB社に手伝いに行ったことはあっても、転籍した覚えは無い。給与はA社から支払われていたし、保険料も同社の給与から控除されていた記憶があるので、保険料の控除を証明できる書類は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言から判断して、申立人がA社及び同社系列企業に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年12月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和37年12月1日に全喪しており、その後は適用事業所としての記録が無いが、同日で資格喪失している者

は一人のみであり、申立人及び同僚7人は38年1月26日まで同社における被保険者となっていることが確認できる。

また、法人登記簿によると、A社及びB社は同系列の事業所であると推認できるところ、社会保険事務所の記録によると、A社の全喪に伴い、同社における資格を喪失した申立人を含む8人の被保険者は、いずれも昭和38年3月1日にB社で資格取得していることが確認できるとともに、申立人及び複数の同僚は、A社は申立期間も継続して事業を行っていたと証言していることから、A社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に全喪の届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和38年1月及び2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る同年1月及び2月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月4日から28年6月21日まで
② 昭和28年7月1日から33年2月10日まで

平成6年頃に厚生年金保険の加入記録を確認した際、A社に勤務していた申立期間①については記録が無いと言われた。納得できないので再調査を依頼したが、担当者は話も聞いてくれず、結局、何ともならなかった。

平成19年に年金問題が社会問題化したので、申立期間①について再調査を依頼したところ、記録が見つかったものの、脱退手当金が支給済みであるため、年金記録に反映されないとのことである。

しかも、脱退手当金は、申立期間①と申立期間②が合わせて支給されているため、申立期間②については、今後は年金の対象期間から除外される上、今まで受け取った年金の一部を返納するよう求められた。

私は、脱退手当金を受け取ったことも請求手続を行ったことも無い。

また、申立期間①の記録確認を再三依頼していたにもかかわらず、それを放置しておきながら、今度は申立期間②を新たに脱退手当金の支給対象期間であるとする社会保険事務所の説明は絶対に納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②の厚生年金保険加入期間は、それぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。それにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②を合わせて脱退手当金が支給されたこととされており、不自然な記録となっている。

また、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と11円相違しているが、その原因は不明であり、申立人に係る社会保険事務所の記録管理が適切に行われていない状況がみられる。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回、延べ約2年半の被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、脱退手当金支給決定日は昭和33年9月24日となっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年3月3日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 25 日から 42 年 4 月 1 日まで
私は、脱退手当金をもらっていない。A社の事務担当者が受け取った可能性があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、社会保険庁の記録から、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約15か月後に支給決定されたことが確認できる。

また、事業主及び複数の同僚等は、「事業所として従業員の退職時に脱退手当金の説明及び代理請求の手続はやっていなかった。」旨を証言している上、社会保険庁の記録によると、A社で昭和35年6月から45年12月までに資格取得した女性従業員172人のうち脱退手当金受給資格者は143人であるが、このうち脱退手当金の受給記録があるのは7人のみであることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、事業主及び複数の同僚は、「当時、事業所から社会保険事務の委任を受けていた者が、申立人の委任に基づかずに、申立人の分娩費及び出産手当金を請求し、不正受給した事実があった。」旨を証言している上、脱退手当金の受給記録のある上記7人のうち申立人を含む4人が、いずれも脱退手当金を請求した覚えは無いとしており、事業主及び複数の同僚は、社会保険事務の委任を受けていた者が不正受給したと思う旨を証言している等、当時の事業所の社会保険事務手続が極めて不自然であったことがうかがえるとともに、事業主及び複数の同僚の証言が具体的で、申立人の主張と一致する内容であることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められ、本人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から50年11月まで

申立期間の国民年金保険料については、実家で30万円を工面してもらい、区役所で納付をした。火災で保険料の納付事実が確認できる領収書等の資料は無くなってしまったが、納付したことは間違いないので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和50年12月ごろとなり、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、申立期間は、申立人の夫が共済組合の加入期間であるため、申立人の国民年金加入資格は、任意加入の期間となることから、制度上、さかのぼって国民年金に加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の国民年金加入資格が強制加入となる婚姻前の期間にあたる昭和37年1月から41年5月までの期間の保険料について、50年12月に第2回特例納付により納付しているが、任意加入期間である申立期間については、この特例納付により納付することはできず、婚姻前の納付可能な強制加入期間のみを特例納付により納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額（30万円）は、申立期間について第2回特例納付を利用して納付した場合の保険料額（10万2,600円）とは相違している。

加えて、申立人に対し、文書等により申立内容の詳細について確認しようとしたものの、申立人から回答が得られず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがい知ることが困難な上、申立人が申立期間の保険料を納付していた

ことを示す関連資料も無い。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

申立期間の私の保険料は、義父が夫の分と一緒に町内会の会計の人に納付してくれていた。夫は保険料が納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の義父は既に死亡しているため、加入手続時の状況、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和40年12月であり、申立人の国民年金被保険者資格取得手続はこのころに行われたものとみられ、この時点では、申立期間のうち37年1月から38年9月までの国民年金保険料は、時効のため納付することができない。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、婚姻前の昭和36年9月であり、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出時期からみると、婚姻後である申立期間について、申立人の義父が申立人の夫の分と一緒に保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立人の義父が申立期間の保険料を集金人に納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期（昭和40年12月）を基準にすると、申立人の申立期間の保険料は、過年度保険料となる。A市によれば、集金人は現年度保険料のみを取り扱っており、過年度保険料を取り扱うことは無かったとしていることから、申立人の主張とは

異なる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から57年9月まで

平成19年10月ごろ、社会保険事務所の年金相談において未納期間を指摘された。この期間は、毎月、私がA市役所の窓口において国民年金保険料を納付しており、この間の厚生年金保険加入期間も国民年金保険料と二重に納付していた。調査の上、納付があったことを認めてほしい。

また、重複して納付した期間の保険料は、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年10月に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿をみると、同年10月4日に国民年金被保険者の届出が行われていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間の保険料を毎月、A市役所の窓口において納付していたとしているが、申立人の国民年金被保険者届出日を基準とすると、申立期間は過年度保険料の納付期間となり、同市では過年度保険料の収納は取り扱っていないとしていることから、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年2月まで

私は、昭和61年4月にA市役所B出張所で国民年金の第3号被保険者への種別変更手続きをした時、国民年金手帳に記載された資格取得日59年9月6日は誤りで、60年3月20日が正しいと言われ、同手帳の記録の訂正がなされた。

しかし、私は昭和59年9月6日に任意加入手続きを行い、2か月ごとに保険料を納付しており、未納とされているのは納付できない。納付金額は月額6,500円前後で、保険料の納付事実を確認できる領収書等の書類は無いが、納付したことは間違いないので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付方法について、当初6か月まとめて納付したとしていたが、聴取の過程で2か月ごとに納付したと主張を変えるなど、申立人の記憶は曖昧である上、A市では、申立期間当時の保険料は3か月ごとの収納であったとしている。

また、申立人は、昭和59年9月6日に国民年金に任意加入して保険料を納付したとしているが、A市保管の申立人の国民年金被保険者名簿をみると、任意加入被保険者として60年3月20日に資格取得している上、その資格取得日について、訂正の形跡はみられない。

さらに、申立人が任意加入被保険者として資格取得した昭和60年3月20日を基準とすると、制度上、任意加入被保険者は、さかのぼって資格取得することはできないことから、申立期間は未加入期間となり、申立人が保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年11月から38年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年11月から38年9月まで

申立期間当時、私が1、2か月に一度、自宅へ集金に来たA市B町の町内会の組長に、夫婦二人分の保険料一人当たり100円を手渡していた。国民年金手帳は当時の総代に預けたままで返してもらってはいない。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2回にわたり、合計23か月と長期間である上、申立人の妻は夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、その妻も申立期間は未納となっている。

また、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦同額(100円)を納付していたとしているが、申立人の保険料は昭和38年6月(35歳到達)からは月額150円であり、申立人の妻の主張とは相違する。

さらに、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人の妻が同様に納付していたと主張する当時の近隣住民の年金記録等を確認しても該当者は見当たらず、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見いだせない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年11月から38年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年11月から38年9月まで

申立期間当時、私が1、2か月に一度、自宅へ集金に来たA市B町の町内会の組長に、夫婦二人分の保険料一人当たり100円を手渡していた。国民年金手帳は当時の総代に預けたままで返してもらってはいない。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2回にわたり、合計23か月と長期間である上、申立人は夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、申立人の夫も申立期間は未納となっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦同額(100円)を納付していたとしているが、申立人の夫の保険料は昭和38年6月(35歳到達)からは月額150円であり、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人が同様に納付していたと主張する当時の近隣住民の年金記録等を確認しても該当者は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見いだせない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫が会社を退職した後、前住所において町役場の勧めにより私が夫婦二人分の保険料を支払った。引っ越しの時に領収書等を紛失してしまい、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付状況についての記憶は不明確である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、申立人は前住所地で申立期間の保険料を自分で納付したとしているが、住民票によれば、申立人の現住所への転居日は昭和52年3月24日となっている。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和52年4月14日であり、この時点を基準とすると、申立期間から転居日までの当時は、国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が転居前に申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い上、同年4月の時点では申立期間の大部分は時効により納付することができない。

さらに、申立人と同時に申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の夫も申立期間は未納である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、会社を退職した後、前住所において町役場の勧めにより妻が夫婦二人分の保険料を支払った。引っ越しの時に領収書等を紛失してしまい、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付状況についての記憶は不明確である上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、申立人は前住所地で申立期間の保険料を申立人の妻が納付したとしているが、住民票によれば、申立人の現住所への転居日は昭和52年3月24日となっている。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和52年4月14日であり、この時点を基準とすると、申立期間から転居日までの当時は、国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が転居前に申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い上、同年4月の時点では申立期間の大部分は時効により納付することができない。

さらに、申立人と同時に申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の妻も申立期間は未納である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年1月までの期間、57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から51年1月まで
② 昭和57年2月及び同年3月

私は、昭和48年2月に会社を退職した際に、国民年金に加入するよう会社から指示されたので自分が手続をしたと思う。母親に国民年金保険料を納付するように言われ、金額は覚えていないが、納付書によりA農協で納付した。同年2月から51年1月までについては、納付した記憶があり、納得できない。

また、私は、昭和57年4月ごろ、B市役所で国民年金の手続を行い、保険料を納付したが、56年12月から57年3月までは保険料を徴収しなくてよい期間だから保険料を還付したいとの連絡があり、同年7月ごろ、同市役所の職員が実家に来て還付金を受け取った。同年2月及び同年3月の還付済期間について、還付を受けたのは納得がいかないので、保険料納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、当初は、退職したC社が国民年金の加入手続をしたとしていたが、聴取の過程で退職した会社の指示により自分が手続したと思うと主張を変えており、申立人の加入手続の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付状況について、納付金額を覚え

ていないなど、申立人の納付に係る記憶も明確ではなく、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳及びB市保管の国民年金被保険者名簿共に、申立人は昭和57年4月13日に任意加入者として初めて資格取得したことが記録されており、後述のとおり、その記録に不自然な点はない。任意加入者は、制度上、さかのぼって資格を取得できないことから、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年5月に強制加入者として払い出されているが、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿共に、申立人は同年4月13日に任意加入者として資格取得したことが記録されており、強制加入から任意加入に訂正した形跡は見当たらない。

このことから、B市において、申立人の国民年金の加入手続直後、申立人が厚生年金保険被保険者の妻であることが判明し、加入手続をした昭和57年4月13日を資格取得日とする任意加入への種別変更手続が行われたものと推認でき、このことは、国民年金被保険者台帳の加入手続時に強制加入者として納付したとみられる申立期間②を含む56年12月から57年3月までの4か月分の保険料が約1か月後の同年6月25日に過誤納付として還付処理されていることとも符合する。

その後、平成20年3月に、社会保険庁において、申立人の婚姻年月日が昭和57年2月22日であることが確認されたため、前述の還付処理された期間のうち56年12月及び57年1月の2か月分については、強制被保険者の期間であったことから還付誤りとされ、記録訂正されている。

しかし、申立人の任意加入者としての資格取得日は、加入手続がなされた昭和57年4月13日であることに変わりはなく、この時点を基準にすると、任意加入者はさかのぼって資格を取得できないことから、申立期間②は国民年金未加入期間となり、申立期間②の保険料を過誤納付とした事務処理に不自然な点は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

申立期間における国民年金保険料は、納付が免除されていた期間であり、金額は覚えていないが、昭和61年ごろに納付書により何か月分かをまとめて追納したはずなので、領収書は残っていないが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、全額申請免除を受けた申立期間における国民年金保険料を追納した旨を主張しているが、納付場所及び納付金額についての記憶は必ずしも明確ではないため、詳細が不明であり、当時の状況をうかがい知ることができない。

また、申立人は追納の方法として、「昭和61年ごろ、A市B区役所の窓口において期間照会をした後、その場で日付及び金額をボールペンで記載された納付書を交付され、銀行で納付した。」旨を説明しているが、追納に係る納付書は、追納申込書に基づき社会保険事務所が発行するものであるため、その場で交付されたとする申立人の主張は合理的ではない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年3月まで

私が会社を退職し、お好み焼屋を開業するため準備をしていたころ、A市B区役所から昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料を納付するよう納付書が送付されたと記憶している。ちょうどその時期は、開業準備の応援も兼ねて両親が訪ねてきており、経済的に余裕が無かった私を見兼ねた父親が援助してくれるというので、59年10月から同年12月ごろまでに、父親と二人で同区役所へ行き、妻の分と合わせて10万円弱の保険料を納付したことをはっきりと覚えている。領収書を受け取った覚えは無く、保険料納付の事実を確認できる資料は無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区から送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したとしている。

その一方、申立人は、A市B区で国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べており、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録及び同区の記録を調査しても、申立期間当時に、申立人が同区で国民年金に加入していた記録は確認できない上、申立人が唯一所持する年金手帳にも、同区で国民年金に加入していたことを示す記載は見当たらない。

このため、A市B区で国民年金に加入していなかった申立人に同区から納付書が送付されたとは考え難く、申立人の説明と矛盾する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年1月22日に社会保険事務所からA市C区に払い出されたものの一つであり、申立人が所持する年金手帳に同区役所の印が押されていること、同区役所が保管する被保険者名簿が60年3月に作成されていることなどから、申立人の国民年金加入手続は同年

3月に同区で行われ、その際に申立期間の始期である59年8月にさかのぼって資格取得したものと推認される。

以上のことから、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和59年10月から同年12月までの時点では、申立人は国民年金に加入しておらず、その当時に、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時期以降に申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったが、申立人は、国民年金の加入記録の無いA市B区役所で現年度納付したと主張するのみであり、同市C区で現年度納付又は過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付書が一括して送付されてきたと説明している。

しかし、申立期間当時、A市では、3か月ごとの保険料の納付書はその中間の月に送付していたとしており、申立人が納付したとする昭和59年10月から同年12月までの時点では、申立期間のうち60年1月から同年3月までの保険料の納付書が送付される時期ではなく、申立期間の保険料の納付書が一括して送付されていたとは考え難い。

そのほか、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も未納であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月まで

私は、夫婦でお好み焼屋を開業するため準備をしていたころ、A市B区役所から昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料を納付するよう納付書が送付されたと記憶している。ちょうどその時期は、開業準備の応援も兼ねて夫の両親が訪ねてきており、経済的に余裕が無かった私たちを見兼ねた夫の父親が援助してくれるというので、59年10月から同年12月ごろまでに、夫とその父親の二人が同区役所へ行き、私と夫の分を合わせて10万円弱の保険料を納付してくれたことをはっきりと覚えている。保険料の納付の事実を確認できる資料は無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、A市B区から送付された納付書により申立期間の保険料を納付したとしている。

その一方、申立人の夫は、A市B区で国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べており、社会保険庁の国民年金手帳払出簿の記録及び同区の記録を調査しても、申立期間当時に、申立人が同区で国民年金に加入していた記録は確認できない。

このため、A市B区で国民年金に加入していなかった申立人に同区から納付書が送付されたとは考え難く、申立人の夫の説明と矛盾する。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 53 年 5 月に厚生年金保険加入に伴い国民年金の資格を喪失し、申立期間の始期である 59 年 8 月に資格を再取得したことが確認できる。この 59 年 8 月の資格取得については、A市C区が保管する申立人の夫の被保険者名簿に、60 年 4 月 3 日付けで「妻も加入漏れ」との記載があること、申立人の被保険者名簿にも同年 5 月 15 日に同区

で適用漏れ者として再取得されたとの記載があること、及び申立人が所持する同年5月15日再発行の年金手帳にも「C区」との押印があることから、申立人の加入（再取得）手続は、同年5月に同区で行われ、その際に申立期間の始期である59年8月にさかのぼって資格取得したものと推認される。

以上のことから、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和59年10月から同年12月までの時点では、申立人は国民年金に加入しておらず、その当時に、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入（再取得）手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の夫は、国民年金の加入記録の無いA市B区役所で現年度納付したと主張するのみであり、同市C区で過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付書が一括して送付されてきたと説明している。

しかし、申立期間当時、A市では、3か月ごとの保険料の納付書はその中間の月に送付していたとしており、申立人が納付したとする昭和59年10月から同年12月までの時点では、申立期間のうち60年1月から同年3月までの保険料の納付書が送付される時期ではなく、申立期間の保険料の納付書が一括して送付されていたとは考え難い。

そのほか、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も未納であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、平成 7 年ごろに A 市役所から国民年金保険料の追納勧奨の通知（はがき）が届き、その後に追納保険料額が記載された文書が郵送されてきたので、文書に書かれていた約 40 万円の現金を用意し、市役所窓口の女性職員に申立期間の追納保険料額として 40 万円弱を追納した。その際、その女性職員から「この分は、B 社会保険事務所で納付してください。」と説明され、2、3 日以内に、社会保険事務所で昭和 60 年度分の保険料として約 9 万円を追納した。同年度分の保険料は追納されたものとして記録されていることから、申立期間についても保険料の追納があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、追納したとする国民年金保険料の額について、約 40 万円のほか約 37 万円とも述べており、保険料額に係る記憶が曖昧である上、追納したとする平成 7 年度に申立期間の保険料を追納した場合の保険料額は約 49 万円であり、申立人が記憶する額と著しく異なるほか、申立人が記憶する約 37 万円との額は、追納加算額を含まない申立期間の定額保険料額と一致し、申立人は、追納加算額を含む追納保険料額についての記憶は無いものとみられる。

また、A 市では、市役所の窓口及び庁舎内の金融機関では、国庫金（過年度保険料、追納保険料等）を取り扱っていなかったとしており、同市の窓口で申立期間の国民年金保険料を追納し、記録により納付済みと確認できる昭和 60 年度の保険料のみ社会保険事務所で追納するよう同市の職員から指導されたとする申立人の説明は不自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、昭和 60 年度の国民年金保険料を平成 7 年

5月に追納申込みした記録（納付済み）及び2年5月から同年11月までの保険料を12年5月に追納申込みした記録（追納実行の記録無し。）は確認できるが、申立期間の保険料の追納申込み及び納付書発行の記録は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年8月までの期間、52年4月から同年6月までの期間、同年10月から55年9月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、同年7月から59年12月までの期間、60年4月から同年9月までの期間、61年1月から62年3月までの期間、同年5月、同年12月、63年5月から平成元年7月までの期間、同年10月及び同年12月から3年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年8月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで
③ 昭和52年10月から55年9月まで
④ 昭和56年1月から同年3月まで
⑤ 昭和57年1月から同年3月まで
⑥ 昭和58年1月から同年3月まで
⑦ 昭和58年7月から59年12月まで
⑧ 昭和60年4月から同年9月まで
⑨ 昭和61年1月から62年3月まで
⑩ 昭和62年5月
⑪ 昭和62年12月
⑫ 昭和63年5月から平成元年7月まで
⑬ 平成元年10月
⑭ 平成元年12月から3年4月まで

昭和50年9月にA市B区にある会社へ就職したところ、毎月28日ぐらいになると集金人が会社へ来ており、私は平成4年2月に厚生年金保険被保険者となるまで、集金人に国民年金保険料を納付していた。保険料の納付事実を確認できる資料は無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、昭和50年から平成3年までの間の14期間で計127か月と長期に及ぶ。申立人は、この間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、職場

を訪れる集金人に納付していたと記憶している。申立人は、その集金人に国民健康保険料も一緒に納付していたと思うとしており、保険料については、国民年金と国民健康保険を合わせて月に4万円以上納付していた時期があると記憶するのみである。

しかし、申立人が申立期間当時に居住していたA市では、国民年金保険料の集金人制度は昭和54年3月で廃止され、同年4月以降は納付書による金融機関での納付方式に統一されたこと、国民年金保険料の集金人は3か月ごと、国民健康保険料の集金人は毎月の集金で、両方の保険料を同一の集金人が集金することは無かったことなど、申立人の説明は、申立期間当時の同市の国民年金保険料の納付方法とは相違している。

また、A市の記録により、申立人は、昭和55年10月から、国民年金保険料を口座振替により納付していたことが確認できる。仮に預金口座の残高不足等により口座振替ができなかった場合、同市では翌月に納付書を送付していたとしているが、申立人は、集金人に納付したとしているのみで、納付書で納付した記憶は無い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 59 年 1 月まで

私は、昭和 57 年 4 月末に会社を退職し、翌月に A 市役所で国民年金と国民健康保険に加入した。私は、妻や子供たちにも「若い時から必ず年金に入ることが大切である。」と言ってきた。現に妻は、私が厚生年金保険被保険者であった 51 年 4 月から任意加入しており、一方、私は 59 年 2 月 7 日に任意加入したとされ、申立期間について未加入とされていることは納付できない。平成 17 年に隣家からの出火で預金通帳などの書類は焼失し、納付の事実を確認できるものは残っていないが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の年金手帳の受領についての記憶は無く、現在、唯一所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和 59 年 2 月 7 日」と記載され、その資格種別は任意加入と記載されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 11 月に社会保険事務所から A 市に払い出されており、それ以前に同市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続についての明確な記憶は無く、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額についての記憶も無い。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和 59 年 2 月に行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時には、厚生年金保険被保険者期間を 20 年以上有しており、老齢年金の受給資格要件を満たしていたことから、国民年金

の任意加入対象者であった。制度上、任意加入の対象期間は、加入手続の時点からさかのぼって加入することはできず、保険料を納付することもできない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和35年ごろ、A市B区役所において、姉が国民年金の加入手続きを行ってくれたことを記憶している。国民年金に加入してからは、3か月ごとに自宅に来ていた区役所職員(集金人)に、姉あるいは姉が納付できなかった時は私自身が保険料を納付していたはずであり、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自宅を訪れる集金人に、その姉が国民年金保険料を納付してくれており、姉が不在の時は申立人自身が納付していたとしている。

しかし、申立人の姉は申立期間当時には厚生年金保険被保険者であり、自宅を訪れる集金人に申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとは考え難いほか、申立人の姉に聴取しても、申立期間当時の保険料の納付状況については記憶していないとしている。

また、申立人も、保険料を集金人に納付していたとするのみで、具体的な納付方法及び納付金額の記憶は無い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳では、申立期間の印紙検認記録欄に検認の押印が無く、現年度で保険料を納付したとは考え難いほか、申立人は、集金人に現年度で納付したとするのみで、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和35年に国民年金に加入してからは、集金人が3か月ごとに訪れていたとしている。

しかし、A市において、国民年金の集金人制度が創設されたのは昭和37年10月であり、申立人の説明と相違する。

その上、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認の記録では、3か月ごとの保険料の納付は、申立期間より3年以上後の昭和43年10月から12月までの保険料の納付からであり、それ以前は6か月ごとに納付していたことが確認でき、申立人の記憶と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

私の国民年金手帳の資格取得日が昭和46年1月5日となっており、社会保険庁のコンピュータの記録でも資格取得日は同日となっているので、その月から保険料を納付したと思う。途中での未納はあり得るかもしれないが、加入時から未納は絶対無いと思うので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日が昭和46年1月5日とされていることなどから、同月から保険料を納付していたはずであるとしている。

しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録によれば、申立人の国民年金手帳に記載されている記号番号は昭和48年1月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、47年12月1日と記載されている。これらのことから、申立人の国民年金加入手続は同年12月ごろに行われ、その際に、46年1月までさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時は、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した時期の記憶が無いなど、申立期間の保険料の納付状況について明確な記憶は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしているなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで
私の国民年金資格取得日が、昭和35年10月3日と国民年金手帳及び社会保険事務所の記録にも記入されているので、その時期から保険料を納付していたはずである。納付期間途中での未納はあり得るかもしれないが、加入時から未納となっていることは考えられないので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格取得が昭和35年10月であることから、国民年金の制度発足当初から保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人は病気のため、申立期間当時の保険料の納付方法等の具体的な状況を確認することはできない。

また、申立人の長女の夫は、申立人が国民年金保険料を納付するようになったきっかけは、おそらく区役所の職員が自宅を訪れて、保険料の納付を勧められてからであると思うとしている。申立人の長女の夫は、その時期は、昭和42年ごろであったとしており、申立期間当時から保険料を納付していたとする説明と矛盾する。

さらに、申立人の60歳到達までの国民年金保険料の納付済期間は、申立人が国民年金の受給資格を得るために必要な保険料納付期間（13年）と一致している。このことから、申立人は、区役所の職員の納付勧奨を受けて、国民年金の受給資格を得るため、昭和41年3月分から保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間、50年10月から同年12月までの期間及び51年7月から57年8月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和50年10月から同年12月まで
④ 昭和51年7月から57年8月まで

自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付してきた。数年後、集金に来なくなつてからは、納付書が送付されてきて、A銀行で納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は複数回で合計101か月と長期に及ぶ上、申立人は、その間の国民年金保険料の納付金額について、少額だったとしているのみで、具体的な記憶は無い。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和53年度、55年度、56年度及び57年度の欄に、過年度納付用の納付書が送付された記載があることから、現年度に国民年金保険料を納付したとは考え難い上、申立人は、過年度納付書を受け取った記憶は無く、過年度保険料を納付した記憶も無いとしているなど、これらの期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納である。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの期間、46年4月から同年8月までの期間及び47年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から43年3月まで
② 昭和46年4月から同年8月まで
③ 昭和47年4月から同年8月まで

昭和42年度は、母親が私と母親の国民年金保険料を集金人に納付していた。

また、昭和46年度、47年度は、私がA市B区役所で加入手続を行い、保険料を納付した。父親は他界しているが、企業の人事課で働き、定年後、同じ企業の健康保険組合で勤務しており、このような法的納付義務に関しては大変厳しく、家族にも守るように言う人だったので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳（昭和42年）のころにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年5月にC区で払い出されており、A市B区で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがわける事情も見当たらない。

これらのことから、申立人の国民年金加入手続は昭和48年5月ごろに行われ、その際に42年5月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間②及び③の国民

年金保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、現年度で納付した記憶が強く、申立期間②及び③の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間②及び③について、当初は、その母親が国民年金保険料を納付していたと説明していたが、申立人の母親が当該期間の保険料を納付した記憶は無いとしているため、後日の聴取では、自らが国民年金の加入及び喪失の手続を行い、保険料も納付したと変更するなど、記憶が不明確である。

加えて、申立期間②及び③は、平成7年4月の資格記録の補正処理により新たに国民年金の資格の取得及び喪失の記録が追加された期間であり、自らが加入及び喪失の手続を行ったとする申立人の主張と矛盾する。

その上、申立人は、当初、申立期間②及び③の当時は、納付書で国民年金保険料を納付していたとしていた。

しかし、A市B区で納付書方式が開始されたのは申立期間②中の昭和46年7月からであることが判明したため、同年6月までは国民年金手帳の納付対象月の部分を切り取って納付したと変更するなど記憶が不明確である上、国民年金手帳により納付する場合は印紙検認方式であり、申立人が主張する納付方法は不自然である。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から14年3月まで

申立期間は申請免除の期間となっているが、免除を申請した記憶は無い。平成7年10月に、同年4月以降の期間の国民年金保険料を納付してから、14年4月に再度申請免除を受けるまでの期間については、保険料を納付していたと思うので、申立期間が申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年度に、いったんは国民年金保険料の免除を申請したが、同年10月にこれを取り消し、以降、申立期間について保険料の免除を申請した記憶は無いとしている。

しかし、社会保険庁の記録では申立期間全体、A市の記録では申立期間のうち平成11年度以降について、国民年金保険料の免除申請日等の記録が残されており、その記録内容に不自然な点は見受けられないほか、7年度について、免除承認が取り消された旨の記録は見当たらない。

また、申立期間は84か月と長期に及ぶが、申立人は、この間の国民年金保険料を区役所で納付したとするのみで、納付書の受領などの具体的な納付方法や保険料額に関する記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年12月まで

私が20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。結婚をするまでは、母親が保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその母親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年10月5日に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は、任意加入の資格を取得した同年9月に行われたものと推認され、申立期間当時は、申立人は国民年金に未加入であり、その母親が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金資格取得日は昭和56年9月16日であり、これ以前の期間である申立期間は無資格期間である上、申立人の国民年金加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から42年7月まで

私の実家は小売業を営んでおり、私は妹二人と家業の手伝いをしていた。母親は子供全員について20歳到達時から国民年金に加入させてくれ、保険料もA市在住の農家の男性の集金人に納付してくれていたはずである。申立期間当時、同居していた兄は国民年金制度が発足した昭和36年4月から、妹二人は20歳から保険料は納付済みとなっている。私は、42年7月に婚姻して実家から離れ、同年8月から厚生年金保険被保険者となったが、私だけが申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、集金人の男性も特定ができないことから、申立期間当時のこれらの状況について聴取することができない。

また、申立人の兄及び妹二人にも申立期間当時の納付状況等について聴取したが、すべて母親が行っていたことから関与していないということであり、申立人の申立期間当時の加入状況及び納付状況は全く不明であるほか、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたA市を管轄するB社会保険事務所が保存する昭和38年9月から42年8月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。このことから、申立人は申立期間当時には国民年金に加入していなかったこととなり、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していた

とは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無いほか、申立人には申立期間当時の国民年金手帳に係る記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から59年11月まで

私は、昭和56年1月にそれまで勤めていた会社を退職し、同年2月に婚姻した。国民年金の加入手続は、婚姻後の同年4月ごろに、私が勤めていた会社を退職する際に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したため、受け取ったオレンジ色の年金手帳を持ってA町役場で手続した。その後、59年11月にB市へ転居するまでの保険料は、月額9,800円ぐらい（1万円は超えない額）であり、私が毎月、A町役場内の銀行へ行き納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、月額9,800円ぐらい（1万円を超えない額）の保険料を毎月納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料月額は、昭和56年3月分までが3,770円、昭和56年度が4,500円、57年度が5,220円、58年度が5,830円、59年11月分までが6,220円であること、また、当時の納付方法についてA町へ照会したところ、56年度ごろまでは3か月ごとの納付となっていたと回答していることから、申立人が述べた金額と納付方法とは相違する。これらのことから、申立人の申立期間の保険料納付についての記憶は曖昧であり、申立期間当時における申立人の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年1月4日に払い出され、59年12月1日を資格取得日として強制加入している。申立人の元夫は52年8月から国民年金に加入しているが、厚生年金保険被保険者期間等を経て、その後、申立人と同じ59年12月1日を資格取得日として再度国民年金に強制加入している。申立人は、申立期間中である56年2月にその元夫と婚姻してお

り、その元夫はそれ以降、59年10月を除いて厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間のほぼすべてが任意加入期間となり、申立人が申立期間について国民年金に加入していなかったことに不自然さは認められない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立人は申立期間について国民年金へ未加入であったということとなり、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年4月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から57年4月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和53年3月の婚姻を契機に、A市B区役所で国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を私が金融機関で納付していたが、子供を出産したことなどで家計が苦しく、53年7月から54年3月までの期間、昭和54年度、55年度、56年7月から57年3月までの期間、同年4月から同年9月までの期間及び60年度の各期間について、保険料の申請免除を受けた。その後、これら期間の保険料についてはすべて追納したはずである。私にはこれらを追納した詳細な記憶は無いものの、夫の記憶では、免除申請後2年以内に追納しないと追納に係る加算額が発生するので、これが発生しないように追納したとのことである。このため、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には申立期間①及び②の保険料の追納を行った時期や納付金額、納付場所等の記憶は無い上、その夫が記憶している「免除申請後2年以内で追納に係る加算額が無いように追納した。」との取扱いも、昭和61年4月以降に申請免除された期間に該当するもの（国民年金法第94条）であり、それより前の期間については追納に係る加算額は発生しない。このことから、申立人の夫の記憶には合理性が認められず、申立人の申立期間①及び②の保険料についての追納状況は全く不明である。

また、社会保険庁の申立人の納付記録を見ると、申立人は昭和57年5月から同年9月までの分を、追納可能な10年の期間が経過する間際の平成4年5

月に追納している。申立人が申立期間②を申請免除後2年以内に納付したと仮定した場合、その時期は昭和62年度中と考えられ、追納は先に経過した月の分から順次行うこととされていることに相反する。このほかに申立期間①及び②の保険料について、申立人が追納したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の保険料について追納していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年9月まで
私は、昭和52年5月に勤務先を退職し、厚生年金保険加入資格を喪失したが、その後は両親がA市B区役所で国民年金加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。その後、53年3月の婚姻後の保険料納付は妻に任せていた。申立期間について、私は国民年金保険料の免除申請をした記憶は無く、妻が保険料を納付していたので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料納付について関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻に申立期間当時の状況について聴取したが、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。このため、申立人の申立期間の納付状況は全く不明である。

また、申立人の妻も申立期間は申請免除期間（一部については追納による納付済期間）であり、A市へ申立期間当時の免除申請方法を照会したところ、世帯単位で行っていたとの回答であった。

さらに、社会保険庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳やA市が保存する国民年金被保険者名簿にも、申立人が申立期間の保険料について申請免除されていた記録があることから、申立人は、記録のとおり、申立期間の保険料について免除されていたと考えるのが自然であり、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

時期の記憶は無いものの、A市B区役所の年金担当職員が夜間にもかかわらず来宅し、国民年金保険料が未納となっており、今であればさかのぼって納付できるとの勧奨があった。その際、保険料を200円追加することにより、将来、受け取る年金が増えることや納付した保険料は所得税確定申告時に所得から控除できるとの説明もあった。当時は保険料を納付することができる十分な収入があったこともあり、後日、説明されたとおり、同区役所の窓口で納付した。このため、申立期間について未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には申立期間の保険料額や納付時期についての記憶は無い上、納付場所についても、当初はB区役所の窓口としていたが、その後C信用金庫となり、さらにはD銀行かもしれないなどと次々と変遷していることから、その記憶は極めて曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の加入日から昭和52年11月11日に払い出されたと考えられ、資格取得日を49年5月1日として強制加入している。このため、申立期間のうち49年4月は国民年金に加入していないこととなり、申立人が保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金加入と同時に200円の保険料を追加（付加保険料を指すと考えられる）して納付を開始したとしており、社会保険庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人の付加保険料申出は申立人の国民年金手帳記号番号払出日と同日の昭和52年11月11日であることから、

申立人の国民年金手帳記号番号払出日に不自然な点は認められず、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えられるが、この国民年金手帳記号番号払出日の時点では、申立期間のうち資格取得日以後の49年5月から50年3月までの保険料は時効によりすべて納付できないこととなる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年1月まで

社会保険庁の記録では、私の国民年金資格取得は昭和51年2月26日になっているが、これはA市B区役所へ住所変更手続に行った日と思われる。

その当時は父親の会社が倒産して、それどころではなく、もっと前に加入手続をしたはずであり、昭和49年7月23日に長女を出産しており、その子をおぶってC市役所の窓口へ手続に行った記憶がある。その時、窓口で25年掛けるともらえるという説明を受け、確かにD銀行E支店で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、その根拠は明確ではなく、その時点で国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとする等、当時の状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和51年2月26日はA市B区役所へ住所変更手続に行った日であり、国民年金加入はそれ以前であると主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が同日に国民年金に任意加入していることが記録され、住民票において、申立人が同年4月1日に同区に転入していることが確認できることから、申立人の主張には合理性が認められない。

さらに、前述のとおり、申立人は昭和51年2月26日に国民年金に任意加入しており、任意加入者は、さかのぼって資格を取得することができないことから、申立期間において、申立人は国民年金未加入となり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から48年6月まで

昭和63年ごろから、社会保険事務所及びA市役所で何十回となく国民年金保険料の納付記録を確認したが、未納は無いと言われた。47年6月の退社時に、国民年金加入の話聞いたことを覚えている。国民年金の加入手続を行った時期の記憶は無く、納付を証明できるものも無いが、自分の性格から国民年金に加入しないことは考えられず、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、資格取得日は昭和48年7月20日、発行日は同年7月30日と記載されている。また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日をもみても、いずれも同年7月であることから、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の被保険者の種別は「任意」となっており、このことは、当時、申立人が厚生年金保険被保険者の配偶者であったこととも符合し、不自然な点は無く、制度上、任意加入者は加入時点からさかのぼって資格を取得することはできないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、昭和48年7月20日に交付された国民年金手帳とは別の国民年金手帳を所持していたと主張するが、申立人には、色など、当該手帳に係る記憶は無い上、申立期間前後において、申立人にA市からの転出入の実績は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間の保険料納付場所に関する記憶は曖昧であり、

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から53年3月まで

私の昭和49年5月から53年3月までの国民年金保険料が未納となっている。

しかし、私は昭和49年5月に会社を退職し厚生年金保険加入資格を喪失後、すぐに元妻が私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが、申立期間について、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これらを行ったとする申立人の元妻も申立期間は未納であり、申立人の元妻に申立期間当時の状況を聴取したが、申立人の元妻には、申立人の申立期間の保険料を納付した記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月15日に申立人とその元妻に連番で払い出されており、申立人の資格取得日は49年5月1日(当初は48年2月1日であったが、厚生年金保険との記録統合で平成18年3月に記録訂正されている。)で、強制加入となっている。このことから、申立人は、申立期間当時は、国民年金へ加入していないこととなり、申立人の元妻が申立人の申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は第3回特例納付実施期間(昭和53年7月から55年6月まで実施)中であるが、申立人の元妻には、申立人の申立期間の保険料を納付した記憶は無いことから、申立人の元妻が申立人の申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付したとも考え難い。

加えて、申立人の元妻が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

私は、昭和45年ごろには自営をしており、私たち夫婦は、義姉（妻の姉）と共に、A市で同居していたが、町内会の人と市役所職員又は社会保険事務所職員が二人で自宅を来訪し、今まで未納となっていた保険料を特別にさかのぼって納付することができ、これを納付すると年金受給額が満額になると言われたので、私の分として約1万円を、妻と義姉の分としてそれぞれ約2万1,000円を、妻が納付した。妻によれば、さかのぼって納付したのはこの1回だけとのことである。保険料を納付したことを示すものは無いが、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、保険料納付の一切をその妻に任せており、納付に関与しておらず、納付を行ったとするその妻にも申立人の納付期間の記憶は無い。

また、申立人の妻が仮に申立人の申立期間の保険料について特例納付したとすると、その納付金額は1万6,200円（450円×36か月）となり、申立人が主張する金額（約1万円）とは異なる上、A市が保存する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和47年5月に41年4月から45年3月までの保険料を特例納付（保険料額は2万1,600円）していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金加入手続（申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年7月ごろに払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日はその妻と同日の同年6月30日となっている。）をした時点で38歳であり、年金受給権を確保するために必要な納付月数（300か月）を満たすため、35歳に到達した年度（昭和41年8月で35歳）からの前述した特例納付をしたと考えても不自然ではなく、申立人の妻がさかのぼって保険料を納付したのは1

回のみとしていることから、前述した特例納付とは別に申立期間の保険料を特例納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から45年3月まで

私の夫は、昭和45年ごろには自営をしており、私たち夫婦は、私の姉と共に、A市で同居していたが、町内会の人と市役所職員又は社会保険事務所職員が二人で自宅を来訪し、今まで未納となっていた保険料を特別にさかのぼって納付することができ、これを納付すると年金受給額が満額になると言われたので、私と姉の分として、それぞれ約2万1,000円を、夫の分として約1万円を、私が納付した。さかのぼって納付したのはこの1回だけである。保険料を納付したことを示すものは無いが、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその姉の保険料として、それぞれ約2万1,000円を納付したとしているが、保険料を納付した期間の記憶は無い。

また、申立人が申立期間について納付したと主張する金額（約2万1,000円）は、第1回特例納付及び過年度納付により申立人の申立期間の保険料を納付した場合の保険料額（3万2,550円）と異なり、むしろ申立人の夫が昭和47年5月に41年4月から45年3月までの分を特例納付した保険料額（2万1,600円）に近似している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年7月ごろに払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には発行日としてその夫と同日の同年6月30日と記載されていることから、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点は、第1回特例納付実施期間（同年7月から47年6月まで実施）に近接するが、この時点で申立人は31歳であり、年金受給権を確保するために必要な納

付月数（300 か月）を満たすためには、これ以降の国民年金加入期間の保険料を納付すれば足りることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付する必要性は乏しかったと考えられる。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から44年3月まで

私は、昭和45年ごろ、自営をしていた妹夫婦と同居していたが、町内会の人と市役所職員又は社会保険事務所職員が二人で自宅を来訪し、今まで未納となっていた保険料を特別にさかのぼって納付することができ、これを納付すると年金受給額が満額になると言われたので、私と妹の分として、それぞれ約2万1,000円を、義弟の分として約1万円を、妹が納付した。妹によれば、さかのぼって納付したのはこの1回だけとのことである。保険料を納付したことを示すものは無いが、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の妹には保険料を納付した期間の記憶は無い。

また、申立人の妹が納付したと主張する金額(約2万1,000円)は、第1回特例納付及び過年度納付により申立人の申立期間の保険料を納付した場合の保険料額(2万7,450円)と異なり、むしろ申立人の義弟(申立人の妹の夫)が昭和47年5月に41年4月から45年3月までの分を特例納付した保険料額(2万1,600円)に近似している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年5月ごろに払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には発行日として同年3月30日と記載されていることから、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点は、第1回特例納付実施期間(同年7月から47年6月まで実施)に近接するが、この時点で申立人は34歳であり、年金受給権を確保するために必要な納付月数(300か

月)を満たすためには、45年9月に昭和44年度分の過年度納付を行っているものの、これ以降の国民年金加入期間の保険料を納付すれば足りることから、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付する必要性は乏しかったと考えられる。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年11月まで

両親から国民年金の加入を勧められ、私自身も加入の必要性を感じたので、20歳になった昭和58年11月ごろにA区役所B出張所で加入手続をした。

当時は、大学生であったことから、任意加入の手続を行った記憶がある。

また、保険料の納付については、預金通帳の昭和58年11月の出金額22万3,000円と59年8月の出金額20万円の中から、納付した金額は記憶に無いものの、それぞれ出金した月ごろに、A区役所から送付されたと考えられる納付書によりB出張所で納付したはずである。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付したことについて、申立人が所持する預金通帳の昭和58年11月(22万3,000円)及び59年8月(20万円)の出金額を根拠としているが、申立人には保険料を納付した期間の記憶は無い上、申立人も「ほかの用途のために出金した額もあるので、使用した明細は定かではない。」と述べている。

また、これらの時期に出金された金銭が保険料の納付に充てられたことを示す関連資料(家計簿等)も無いことから、出金された金銭により申立期間の保険料の納付がなされたことを確認することはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和59年12月27日で、同月20日を資格取得日として任意加入しているが、任意加入者は、制度上、さかのぼって資格を取得することはできないことから、申立期間において申立人は国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から30年9月1日まで
② 昭和33年10月30日から35年3月26日まで
③ 昭和53年12月31日から64年まで
④ 昭和30年9月1日から33年10月30日まで
⑤ 昭和35年3月26日から53年12月31日まで

私は、昭和25年4月の入社から退職した64年まで、継続してA社に勤務していた。途中で加入期間が抜けていたり、加入期間の標準報酬月額がこんなに低いはずはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとともに、標準報酬月額も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、中学卒業後、2年ぐらいたったとき、A社の事業主に誘われて働くようになり、その後、女性の事務員(昭和27年8月13日入社)も雇うようになったと証言しているところ、申立人の事実経過の説明は、具体的であり、かつ、女性事務員の資格取得日とも符合し、信憑性も認められることから、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人側及びA社側にも、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間②については、当時の同僚の証言から判断して、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人側及びA社側にも、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和35年6月1日から同年3月26日に訂正されていることが確認できる。

申立期間③については、当時の同僚の証言から判断して、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人側及びA社側にも、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、申立人の被保険者原票により、資格喪失日である昭和53年12月31日以降に継続療養を受けていた記録が確認できる。

申立期間①から③までについて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、厚生年金保険の新規適用日の昭和22年4月1日から36年1月5日まで(B番からC番まで)の間及び53年2月25日から平成2年5月16日まで(D番からE番まで)の間の健康保険の整理番号に欠番は見られない。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和35年9月1日から53年12月30日までの期間で、申立期間に加入記録は存在しない。

申立期間④及び⑤については、申立人は、当時、事業主と同じくらいの高額報酬を得て、市職員に「長者番付でかなり上位に位置づけられている。」と言われた記憶があるので、標準報酬月額がこのように低いはずがない旨主張している。

しかしながら、A社が保存している当時の健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録と同じ1万8,000円(ただし、昭和35年3月の1万8,000円は、最高等級に該当。)及び20万円と記載して届け出られたことが確認できる。

また、申立人がA社に在籍していたと思われる期間に働いていた従業員4人が証言する当時の給与と社会保険庁の標準報酬月額はおおむね一致している。

さらに、A社の同僚は、「当時、請負契約という形で高額な報酬をもらっていた者が結構いた。」と証言している。

加えて、申立人が証言する長者番付の件については、現在、情報が開示されないため、当該事実が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における標準報酬月額を確認できる関連資料はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについては、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間④及び⑤については、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 8 月 16 日から同年 11 月 18 日まで
② 平成 14 年 6 月 16 日から同年 7 月 12 日まで

私は、A社及びB社では正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の事業主の証言及び申立人の申立内容から判断して、申立人が同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の名前は無く、同名簿の健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

申立期間②については、B社保管の社員記録票及び事業主の証言により、申立人が同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、B社の事業主が、「申立人については、在職期間が短かったため社会保険の加入手続はとっておらず、保険料も控除していなかった。」と証言している上、同社保管の元帳等により、在職期間について日割り計算で給与が支払われており、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、B社在職中に受診した医療機関のカルテによると、当時、申立人は、国民健康保険証を使用していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 11 日から同年 5 月 6 日まで
学生時代の昭和 56 年 2 月からアルバイトとしてA社で働いていた。いつから正社員として働けるかと聞かれたので、大安で縁起の良い同年 4 月 11 日と言った記憶がある。資格取得日が 5 月 6 日になっているのはおかしい。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から判断して、申立人が、昭和 56 年 2 月ごろから継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は昭和 56 年 5 月 8 日にA社で払い出されたことが確認できるとともに、同社に係る 55 年 6 月 2 日から 56 年 5 月 6 日（申立人の資格取得日）までの厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人については、厚生年金保険の加入記録がある期間は雇用保険の記録も確認できるが、雇用保険の資格取得は昭和 56 年 5 月 1 日からであり、同年 4 月 11 日との主張に対して乖離がみられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から20年8月16日まで
② 昭和26年6月から27年1月まで

申立期間①について、学校からの紹介でA社の本社で就職試験を受けた記憶があり、勤務地は別の修理工場であった。修理工場へは自宅から電車で通勤し、交通費は会社から出ていた。給与については、当時、受給した記憶が無く、実家に振り込まれていたか不明である。

また、健康保険証についても不明である。

申立期間②について、期間調査の結果、昭和25年12月9日から26年6月20日までについてB社における厚生年金保険の期間が判明したが、当時の会社名は不確かであるが、私自身の記憶では、C社かD社かB社だったと思う。ただ、27年1月5日から厚生年金保険の期間があるE社に入るまで勤めていた。当時の会社役員にはF氏やG氏がいた。勤務としては2交代であり、健康保険は寮長が管理しており、保険証を持っていた記憶がある。

また、E社は前会社を買い取っており、私自身も前社からそのままE社へ行った。その時に健康保険が変わることを伝えられたと記憶している。

給与明細書等の保険料を控除されていた事実が確認できる証拠資料は昔のことなので無いが、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A社を承継するH社によれば、当時の資料は廃棄済みとの回答で、在籍記録及

び厚生年金保険加入に係る記録は、いずれも確認できない。

また、I小学校からの回答によれば、申立人が、学校を卒業したのは、昭和20年3月で、申立期間のうち、19年4月から20年3月までは学生であり、当該期間にA社に勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人が一緒に働いたとする同僚のJ氏（同い年で別の学校から入社）は、苗字のみで同人の特定ができず、周辺事情を調査することができない上、申立期間前後に同社で厚生年金保険の加入記録がある同僚6人は、いずれも申立人に関する記憶は無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、社会保険事務所におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の昭和25年12月9日に資格取得、26年6月20日に資格喪失した記録の記載に不自然なところは見受けられず、それ以降の申立期間②（資格取得者227人）に申立人の名前は無い。

また、B社は昭和31年4月23日に全喪しており、法人登記簿にも事業所名が見当たらないため、周辺事情を調査することができない。

さらに、申立人が一緒に働いたとする上司のF氏及びG氏は、苗字のみで同人の特定ができず、周辺事情を調査することができない上、そのほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 29 年 6 月 5 日まで

私は、A社に係る厚生年金保険の加入期間について調査依頼したところ、昭和 26 年 3 月に入社し、その後、長期欠勤もしていないのに、途中の記録が無いという回答を受けたが納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が無い。

また、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和27年1月1日に被保険者資格を取得し、28年7月1日に資格喪失後、29年6月5日に同社で再度資格を取得しており、申立人の健康保険整理番号は、最初に被保険者資格を取得した際と再度被保険者資格を取得した際で異なっていることが確認できる。

さらに、同被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、A社は既に全喪しており、申立人の在籍記録等は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月ごろから32年8月ごろまで

私は、昭和28年1月ごろ、A社に入社し、住み込みで働いていた。上司や同僚を多く覚えている。一緒に働いていた兄と、当時の事務担当者から証言を得られるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、当時の事務担当者及び同僚は、「申立人が申立期間にA社に勤務していた。」と証言し、申立人の兄は、申立人が同社に勤務していたと証明書を提出していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認されるものの、社会保険事務所における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社は、平成7年4月1日に全喪しており、当時の厚生年金保険の加入に関する取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人が自分より先に入社していたとするB氏は、申立期間中の昭和28年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、A社では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年から 37 年まで
② 昭和 43 年から 47 年まで
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月まで
④ 昭和 59 年 9 月 1 日から平成 5 年 6 月 17 日まで
⑤ 平成 10 年 11 月 9 日から 19 年 2 月 20 日まで

私は、A社、B社（又はC社）及びD社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、E社については、もらっていた給与の額と標準報酬月額が相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、A社は、昭和 49 年 12 月 1 日に全喪しており、申立期間の在籍記録及び厚生年金保険の加入に関する記録は確認できない。

申立期間②について、B社は、昭和 40 年 8 月 1 日に全喪し、厚生年金保

険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が主張しているC社は、昭和63年4月7日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間③について、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない上、同社は資料を廃棄しており、在職等が確認できない。

また、申立期間の前後の会社の雇用保険被保険者記録が認められるものの、申立期間のD社の雇用保険被保険者記録は見当たらない上、申立人が記憶している同僚も申立人が退職した後の昭和59年4月15日から厚生年金保険被保険者記録が認められることから、同社では、すべての社員を入社時から厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間④及び⑤について、申立人から提出のあった平成15年度から19年度までの市県民税、所得課税証明書、給与明細書及びE社から提出を受けた14年6月以降の賃金台帳によれば、保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と被保険者標準報酬月額算定基礎届(控)に記載されている標準報酬月額及び社会保険事務所の記録は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、被保険者標準報酬月額算定基礎届(控)に記載されている報酬月額は、賃金台帳の報酬月額と合致しており、不自然な点は認められない。

さらに、申立期間④、及び⑤のうち平成10年11月9日から14年5月までの期間については、その主張する給与支給額に対応した厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年8月10日から20年9月10日まで
② 昭和44年9月から50年2月まで

私はA社に入社し、部品を管理する倉庫課に所属した。出来上がった重機を軍部の指定する場所にトラックで運搬もした。課長にB氏、トラック運転手にC氏がいた。

D社では技術部に所属し、作業課長をしていた。

A社及びD社ともに会社の寮に住んでおり、給与は毎月、現金支給であった。健康保険証及び雇用保険については、控除された記憶は無く、失業保険はもらっていない。社会保険料については、控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、A社の後継会社によれば、「当時の資料は残っておらず、申立人が在籍したか不明。」との回答であるが、「倉庫課という部署は存在していたことから、申立人が勤務していた可能性はある。」としている。

しかし、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前が無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、申立てに係る同僚のうち二人は苗字のみで同人の特定はできない上、他の同僚3人は、いずれも同被保険者名簿に名前が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間②について、D社の経歴書（従業員名簿）に名前があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、同社は昭和49年11月26日に全喪しているため、在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、いずれも確認できない。

また、申立期間②のうち、昭和44年9月から49年11月25日までの期間について、社会保険事務所におけるD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前が無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同社は同年11月26日に全喪しており、同日以降は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

さらに、申立てに係る同僚等のうち二人は苗字のみで同人の特定はできず、他の同僚一人は同被保険者名簿に名前が無く、周辺事情を調査することができない上、同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、申立人の記憶が無いと証言しており、周辺事情を調査することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 37 年 5 月まで

社会保険事務所からの回答によると、A社での厚生年金保険の加入記録は無いとのことであるが、提出した名簿にもあるように、昭和 34 年 3 月にB所を卒業して、同年 4 月から同社で働いた。入社時に担当者から企業規則や社会保険関係の説明を受けた記憶が残っていることから、間違いなく厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 33 年度B所名簿によれば、申立人の就職先がA社と記載されていることから、同社に在籍していたことは推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 7 月 1 日であり、申立期間のうち、34 年 4 月から 35 年 6 月 30 日までは厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 35 年 7 月 1 日以降の社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社は、昭和 39 年 1 月 31 日に全喪しており、同社の法人登記簿等も確認できない。

加えて、申立てに係る同僚二人は、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は無く、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 4 月 15 日から 55 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 11 月 1 日から 61 年 11 月 1 日まで
④ 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社で工場の守衛室に交替で常駐していた。申立期間②については、既に厚生年金保険被保険者記録として認められているB社の前の期間に該当するが、申立期間②の期間についても同社で勤務していた。

申立期間③については、C社でビルの管理人をしていた。

申立期間④については、D社でマンションの管理やE社で指導等をしていった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

申立期間①について、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、昭和49年5月11日に取得した者が最後で、同日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいない上、同社は51年7月20日に全喪しているため、申立期間のうち、同日から52年4月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、同社が昭和51年7月20日に全喪しているため、いずれも確認ができない。

さらに、上司のF氏、同僚のG氏、H氏は、A社の厚生年金保険被保険者記

録に名前が確認できず、周辺事情を調査できない。

申立期間②について、社会保険事務所におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、B社における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、同社が昭和56年9月15日に全喪しているため、確認できない。

さらに、B社の社長I氏は、連絡がつかず、周辺事情を調査できない上、同僚は、「申立人は、B社に勤務していたが、在職期間は不明。」と証言している。

申立期間③について、社会保険庁の記録によれば、C社と同名で、所在地が一致する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立期間は、国民年金に加入し、申請免除の手続が行われており、そのうち昭和59年1月から3月までの期間については、国民年金保険料が追納されている上、申立期間は国民健康保険に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C社の共同経営者であるJ氏に問い合わせたところ、「当時、社員は3人であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言していることから、同社は任意適用事業所であったことが推認できる。

加えて、ビルを買い取ったK氏に問い合わせたところ、「社会保険の手続は税理士に任せていたので、厚生年金保険の適用事業所であったかは不明である。」と回答している。

申立期間④について、平成5年4月1日から7年7月31日までの期間について、D社の雇用保険記録が認められ、当時の社長は申立人が勤務していたことを証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

また、D社は、平成14年1月1日に全喪しており、当時の社長によれば、「申立人は正社員ではなく契約社員であり、当時の取扱いとして、契約社員は厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立期間は、国民年金に加入し、申請免除の手続が行われている上、国民健康保険に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 20 日まで
② 昭和 54 年 4 月 2 日から同年 9 月 21 日まで

私は、昭和52年10月から54年9月までA社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、53年4月から54年3月までしか無いことになっている。

A社退職直後に、社会保険事務所で同社での被保険者期間の調査依頼をした際、「届出は2年さかのぼってできるので調査する。」と言われたが、その後、何の連絡も無く、30年も経ってから、同社での期間が1年しかないことが分かった。

給与明細書は、既に持っていないが、昭和54年に社会保険事務所の職員に見せているので、厚生年金保険料が控除されていたはずである。

当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の資格取得日が昭和53年3月17日であることが確認できることから、申立期間①のうち、53年3月17日から同年4月20日まで同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所に保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票について、昭和51年1月1日から申立人の資格取得日である53年4月20日までの記録を確認したが、その間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の資格取得日は、いずれも同年4月20日であることが確認でき、申立人の資格取得に係る社会保険事務所の記録に不自然な状況はうかがえない。

また、A社は、当時の従業員の厚生年金保険加入について、「入社後、しばらくは試用期間を設けて様子を見た後、厚生年金保険に加入させていたと思

う。」と証言していることから、同社においては、採用後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人のA社における雇用保険の離職日が昭和54年8月28日であることが確認できることから、申立期間②のうち、同年4月2日から同年8月28日まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票について、申立人の資格喪失日である昭和54年4月2日から55年2月1日までに資格取得した者の記録を確認したが、その間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者原票には、昭和54年5月14日に健康保険証が返納された記録が確認できる。

さらに、A社には申立期間当時の人事記録等は残っておらず、申立てに係る事実を確認できる証言も得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 30 日から 44 年 5 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、申立期間については被保険者記録が無かった。

しかし、私は、申立期間についてはA社で勤務していた記憶がある。厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社の申立期間の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和39年12月1日に資格取得し、40年4月30日に資格喪失していることが確認できるとともに、資格喪失後から45年1月26日までの間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和41年10月以降の期間については、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社における厚生年金保険の被保険者記録がある同僚4人に聴取したところ、3人は申立人についての記憶は無く、一人が申立人を記憶していたものの、「勤務期間については、通年ではなく、冬期だけの勤務であった。」としている。

加えて、A社も、「申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料等は残っておらず、申立人の在籍については証明できない。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年ごろから 47 年ごろまで
② 昭和 50 年ごろから 51 年ごろまで
③ 昭和 51 年 7 月から 57 年ごろまで
④ 昭和 57 年ごろから 62 年ごろまで
⑤ 昭和 63 年 3 月から
⑥ 平成 2 年から

私は、昭和40年から47年までの期間及び51年7月から昭和57年までの期間はA社、50年から51年までの期間はB社、57年から62年までの期間はC社に勤務していた。

また、昭和63年3月からいつまでかは失念したが、D社に勤務していた。

さらに、平成2年からいつまでかは失念したが、E社に勤務していた。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「これまでに厚生年金保険には加入したことは無い。」と証言しており、社会保険事務所の記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所となったことが無いことが確認できる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和45年8月から47年3月まで国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、昭和50年4月1日から51年6月23日までの記録が確認できることから、この期間についてはB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時は従業員数が少なかったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しており、社会保険事務所の記録においても、同社は申立期間以後の昭和63年11月1日に厚生年金保険の適用事業所と

なっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間③について、雇用保険の記録によると、昭和52年1月6日から57年11月14日までの記録が確認できることから、この期間についてはA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の申立期間①に記載したとおり、A社は、「これまでに厚生年金保険には加入したことは無い。」と証言しており、社会保険事務所の記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間③のうち、昭和53年7月から56年3月まで国民年金に加入し、保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

申立期間④について、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間④のうち、昭和57年4月から60年3月までの期間及び同年6月から62年3月までの期間は国民年金に加入し、保険料の申請免除を受けていることが確認できるとともに、当時、申立人が居住していたF市の国民健康保険の記録によると、59年7月から62年9月まで同市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているC社の厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無く、社会保険事務所の記録に不自然な状況はうかがえない。

申立期間⑤について、雇用保険の記録によると、昭和63年3月から平成2年9月までの期間に、申立期間⑥の事業所であるE社における記録が確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間⑤のうち、平成元年4月から同年12月まで国民年金に加入し、保険料の納付及び申請免除を受けていることが確認できる。

さらに、E社は、申立期間以後の平成20年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

なお、D社という名称の事業所は、登記簿では確認できない。

申立期間⑥について、雇用保険の記録によると、昭和63年3月23日から平成2年9月18日までの期間に、E社の記録が確認できることから、同社には同年9月まで勤務していたことが推認できる。

しかし、E社は、申立期間以後の平成20年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、平成2年1月から同年9月まで国民年金に加入し、保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 28 日から 37 年 10 月 1 日まで

私は、昭和35年3月にA社を退職後、すぐにB社に入社し、次の事業所に移る37年10月ごろまでの間、空白期間無く勤務し、洋服の縫製の仕事をしていた。

それにもかかわらず、B社に勤務していた期間の加入記録が全く無いというのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している同僚二人のうち一人についてはB社における厚生年金保険の記録が確認できる上、この同僚は、申立人の氏名や職務内容などを記憶している。

また、B社の事業主も申立人を記憶しており、かつ、申立人が記憶している事業所内の状況が事業主の証言とも符合することから、申立人が同社に勤務していたことについては認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和36年12月1日に全喪しており、申立期間のうち、同年12月以降の期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているB社の申立期間の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時のB社の従業員数については、申立人及び同僚は7人から8人程度であったとしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時の同社の厚生年金保険被保険者数は4人又は5人であることが確認でき、加えて、申立人が記憶している同僚二人のうち一人については同社に

おける厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、申立期間当時、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを励行していなかったものと思われる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 8 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 51 年 4 月から 52 年 2 月まで勤務したA社での加入期間が 51 年 4 月 1 日から同年 8 月 8 日までの期間しかない旨の回答をもらった。

A社に勤務していた昭和 52 年 2 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人のA社における雇用保険の資格取得日及び喪失日は、厚生年金保険の資格取得日及び喪失日と合致し、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録はない。

さらに、申立人が同時期に勤務したと記憶する同僚は、昭和51年夏ごろに申立人と同時期に退職したと証言しており、上記同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失届は申立人と同日である同年 8 月 24 日に提出されていることが確認できる。

加えて、A社は、昭和56年10月に全喪しているとともに破産宣告され、申立期間当時の関連資料は無く、関係者に証言等を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から同年9月16日まで
私は、申立期間についてA社B工場で勤務していた。当該勤務期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B工場構内において従事したとする作業内容及び事業所設備に関し具体的な記憶があることから、申立人が同社又は同社の下請等関係会社で勤務していたものと推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該控除に関する申立人の記憶も無い。

また、申立期間について社会保険事務所に保管されているA社の被保険者名簿に整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が主張する作業を行っていた下請会社であったC社についても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等が無く、申立期間について社会保険事務所に保管されている被保険者名簿に整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月から 37 年 1 月まで
② 昭和 60 年 2 月から同年 6 月まで

私は、昭和 36 年 2 月から A 社に勤務しており、また、60 年 2 月から B 社に勤務していたが、36 年 2 月から 37 年 1 月までの期間及び 60 年 2 月から同年 6 月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が A 社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から申立人の被保険者資格の取得日は、昭和 37 年 2 月 10 日であることが確認できる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録があり、申立期間に B 社において勤務していたものと確認できる。

しかし、申立人が B 社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、同僚等の厚生年金保険の資格取得日は雇用保険の資格取得日から数か月後であり、かつ、同僚等によると、「厚生年金保険について、B 社では、入社日からしかるべき期間を経過後に加入させていた。」旨の回答をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

私は、昭和41年9月末にA社を退職し、同年11月にB社会保険事務所で脱退手当金の受給手続きを行ったが、いつまで待っても脱退手当金が支給されることは無かった。このため、何度か電話で支給について問い合わせたが、社会保険事務所は資料が無いので分からないという回答であった。

しかし、その後、支給済みという回答が変わったので、平成11年2月3日に年金相談センターで脱退手当金の帳票を打ち出してもらい、支給額を初めて知った。

社会保険事務所の記録によると、私の脱退手当金は昭和42年11月1日に支給されたことになっているが、そのころは出産のために病院に入院しており、社会保険事務所や郵便局へ受け取りに行くことはできなかったため、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の請求手続きを行った記憶があると証言しているところ、社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 16 日から 38 年 7 月 1 日まで
私は、60 歳になった時に厚生年金保険の裁定請求のため、社会保険事務所に記録を確認に行った時に、脱退手当金が支払われていることを知った。A社を退職する際、何も説明を受けていない。申立期間当時、夫は会社の労働組合の役員をしていたが、脱退手当金が退職金に含まれていることは無いと証言している。
私は脱退手当金をもらった記憶が無いので、厚生年金保険の記録を復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における事業所の元事業主は、脱退手当金の代理請求について不明である旨回答しているが、同事業所の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和38年7月1日前後の32年6月1日から42年3月17日までの期間に資格喪失している受給資格者21人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給記録があり、このうち12人は、厚生年金保険資格喪失日から5か月以内に受給していることが確認できることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認される。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和38年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取をしても、受給した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで
私は、脱退手当金の支給申請をしたことも無いし、お金も受け取っていないので、申立期間について、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 48 年 3 月 9 日に支給決定がなされていることが確認できる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後も国民年金に加入しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 14 日から 31 年 4 月 1 日まで
② 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 2 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を受け取ったことも、受給手続を行ったことも無い。

当該期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 7 月 17 日に支給決定がなされていることが確認できる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。